地域見守り支え合い事業助成金交付要綱

社会福祉法人　駒ヶ根市社会福祉協議会

【趣　旨】

1. この要綱は、地域の見守りや支え合い、生きがいづくり、介護予防など、地域住民が自ら地域

の困りごとや、健康づくりに取り組む活動の振興を図るため、必要とする経費に対し、駒ヶ根

市社会福祉協議会(以下｢市社協｣という)が、予算の範囲内で助成することについて必要な事項

を定めるものとする。

【助成対象】

第2条　助成対象は、市内の地区社会福祉協議会、福祉団体、ボランティア団体、個人及びこの要綱の

趣旨に沿った活動を行うグループ、個人とする。その他さまざまな地域福祉やまちづくりに関

係する団体、個人を対象とする。

【対象事業】

第3条　助成の対象事業については、次のような事業とする。

　　　　地域の見守り、支え合いづくり、介護予防活動、地域の居場所づくり、子どもの遊び場づくり、

　　　　地域の困りごとの解決にむけての活動(買い物支援･外出支援)などとする。

【助成額及び限度額】

第4条　助成金額は事業の内容等を審査のうえ、市社協会長が決定する。

　　 1　一個人、一団体の年間限度額は30,000円とする。

2　上記以外に特別の理由があると認めた事業については、市社協会長が別に定める。

【助成申込書の提出】

第5条　助成の申し込みは、所定の申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、市社協会長に提出する。　　市社協会長は申込書を審査し、採否を内示する。

【助成金交付申請（事業報告書）及び決定】

第6条　事業の実施報告は、所定の申請書（事業報告書・様式第2号）により助成事業実施後速やかに

市社協会長に提出する。

　　　市社協会長は、申請書の内容を審査し、助成金交付の可否を決定し通知する。

【助成金の交付請求】

第7条　申請者が助成金の交付を請求しようとするときは、「請求書」（様式第3号）を市社協会長に

提出する。

【附　則】

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

　　　　　　　　　　　　　　(注記　この助成金は、共同募金配分金を原資として実施する)

（様式第1号）

地域見守り支え合い事業助成金申込書

駒ｹ根市社会福祉協議会　会長　有賀　秀樹　殿

令和　４年　　月　　日　記入

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）  団体・グループ名 |  |
| （フリガナ）  代表者氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話・ＦＡＸ |  |
| 団体・グループ・個人の概要 | 【活動目的】    【組織・活動】 |
| 案件名 |  |
| 【目　　　的】  【計画の概要】  【希望助成額】    【予　　　算】 | |